

小規模事業者持続化補助金

販路開拓をお考えの
小規模事業者の皆様!!

★小規模事業者とは……

卸売業・小売業・サービス業 5人以下
製造業・宿泊・娯楽・その他20名以下

申請書作成 勉強会

★補助金上限

50万円

※補助対象経費の2/3以内

★対象になる事業の一例

- ・チラシ作成
- ・商品パッケージ(包装)の改良
- ・販促用PR
- ・ネット販売システムの構築
- ・店舗改装
- ・新商品の開発
- ・見本市への出展 など

<http://www.jizokukahojokin.info>

●開催日 4月24日(金)

①午後2時～3時30分・② 午後7時30分～9時

※①、②の内容は同じです。

※勉強会終了後、希望者の方には、個別相談会を開催致します。

申込書に希望の時間帯を○で囲んで下さい。

●内容

- ・小規模事業者持続化補助金申請書の概要
- ・申請書作成のポイント
- ・その他

●参加費 無料

●場 所 蕨商工会館 3階ホールA

●講 師 中小企業診断士 藤岡 壮志 氏

●申込み 下記申込書にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

※ご参加頂ける方については、4月17日(金)までにお申し込み下さい。

★申込書★

☆参加希望日

●開催日 4月24日(金) 午後2時～3時30分 ・ 午後7時30分～9時

※参加希望の日にち、時間帯に○で囲んで下さい。

☆事業所名

☆参加者氏名

☆住所

☆電話

☆個別相談(希望者のみ)

・15時45分～ ・16時20分～ ・16時55分～ ・21時10分～

【お問合せ】蕨商工会議所 中小企業相談所

埼玉県蕨市中央5-1-19 TEL:048-432-2655 FAX:048-444-1785 <http://www.warabiccii.org>

☆販路拡大等をお考えの小規模事業者の皆様へ☆
平成26年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金



© 蕨商工会議所2014

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の販路開拓などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

1 補助対象事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業です。消費者、企業向け取引のいずれも対象。

取組事例のイメージ

- ①販促用チラシの作成、配布
- ②商談会、見本市への出展
- ③商品パッケージの改良
- ④販促用PR(マスコミ媒体の広告等)
- ⑤店舗改装(陳列レイアウト改良など)
- ⑥ネット販売システムの構築 など

2 補助対象経費

- ①機械装置等費②広報費③展示会等出展費④旅費⑤開発費⑥資料購入費⑦雑役務費⑧借料⑨専門家謝金・旅費⑩車両購入費(買い物弱者対策の場合のみ)⑪委託費⑫外注費

使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できる経費、交付決定日以降に発生した経費、証拠資料で金額が確認できる経費等

3 補助率等

補助率:補助対象経費の2/3以内 補助額:上限50万円

※但し、(1)①雇用を増加させる取り組み、②従業員の処遇改善を行っている事業者、③買い物弱者対策に取り組む事業者については、補助上限額が100万円

(2)複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。(ただし、500万円を上限とします。)

(3)上記(1)と(2)の併用は可能です。(その場合でも補助上限額は500万円を上限とします)

4 補助対象者

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

5 申請手続

受付終了—第1次受付締切—平成27年3月27日(金)[締切日当日消印有効]
第2次受付締切 平成27年5月27日(水)[締切日当日消印有効]

※先着順に受付し、審査を行いますので、お早めにご相談下さい。
予算に限りがありますので、予算額に達し次第終了する可能性があります。

☆裏面に関連セミナーの情報がありません！